大阪市告示第1559号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定に基づき、大阪市此花区役所窓口サービス課（住民情報担当）における証明書発行事務等の手数料の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第２項の規定に基づき告示する。

令和８年11月20日

大阪市長　　横　山　英　幸

１　指定公金事務取扱者

⑴　名称

株式会社パソナ　パソナ・大阪

⑵　住所又は事務所の所在地

大阪府大阪市北区梅田１丁目13番１号

大阪梅田ツインタワーズ・サウス

２　指定日

令和８年12月１日

３　指定期間

令和８年12月１日から令和11年11月30日まで

４　委託日

令和８年12月１日

（此花区役所窓口サービス課）